

おそらく、
西暦3000年になっても
続いている制度がはじまった。

……個人番号、“一番初め”に“護る”のは、誰だ？

マイナンバー管理アドバイザー

特別認定講習会のご案内

開催日：1月 **16日(土)**・21日(木)・29日(金)

2月 5日(金)・10日(水)・**20日(土)**・24日(水)

3月 4日(金)・9日(水)・**19日(土)**・23日(水)・31日(木)

時間：10:00～17:00 開催場所：LEC松江北陵校(松江市北陵町47)

受講費用：27,600円(税込)

※登録にあたり、登録料として10,000円(税別)が必要となります。(有効期限2年間)

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

【お問合せ】 TEL:0852-32-3909

マイナンバー管理アドバイザーとは

マイナンバーの適正な管理方法を**指導するための資格**

民間企業は、健康保険／雇用保険／年金／税分野でマイナンバーのを適正に管理することを求められます。

については、以下の部署で対策が必要

●総務部門 ●経理部門 ●人事部門 ●庶務部門 ●IT管理部門 など

不適切な管理には、
罰則規定あり

ここでニーズが発生する

マイナンバー管理方法
コンサルティング業務

だから、以下の方々に是非取得をお勧めします。

- ▶ 弁護士
- ▶ 税理士
- ▶ 会計士
- ▶ 社労士
- ▶ 中小企業診断士
- ▶ 行政書士
- ▶ 企業経営者・管理職

試験内容

特別認定講習会<5時間>+レポート提出※

※2016年3月までを「特別期間」とし、講習会受講とレポート提出で資格付与

取得のメリット

資格取得後のフォロー体制も用意

メリット1：顧客からの信頼獲得 & コンサルティング案件獲得

マイナンバーの管理に不安を抱いている顧客から信頼を得るとともに、マイナンバー管理コンサルティング案件、ひいては顧問契約を獲得することができます。

メリット2：マイナンバー管理適正化「指導先事業者」の紹介

日本マイナンバー管理協会では、マイナンバー管理適正化指導を受けた事業者を「マイナンバー適正管理事業者」として認定する制度を開始します。については、マイナンバー管理アドバイザー資格取得者に指導先事業者を紹介します。

マイナンバー管理適正事業者の認定制度のご案内

全社員の10人に1人以上が当講習を受講した事業者を、(一社)日本マイナンバー管理協会が認定します。

マイナンバーの適正な管理体制を消費者・取引先に示すために!

